

三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年三月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十七号

三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例

三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成二十六年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用に支えている。 本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。 昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増す中、情報通信技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造が著しく変化しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、今後、人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、少子高齢化、地域の過疎化等の社会的課題の解決と経済発展の両立が一層求められる。 今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に	本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用に支えている。 本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。 昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における新たな社会的な課題の解決への対応が一層求められる。 今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を発揮し、新たな事業の

応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を発揮するとともに、知恵、知識及び技術を積極的に取り込み、それらを組み合わせ又はつなぎ直すことで、新たな価値を創出し、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。	展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。
県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、職場環境の整備、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、海外への進出及び海外の企業との連携、情報通信技術の活用、防災・減災対策など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。	県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び海外の企業との連携など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。
本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。	本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。
(基本理念)	(基本理念)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第十五条第一項及び第二十一条において同じ。)の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援すること	3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第十五条第一項及び第二十条において同じ。)の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援すること

とを旨としなければならない。 4 (略) (高等教育機関の役割) 第九条 高等教育機関(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。第十七条第一項及び第二十一条第二項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。 (人材の育成及び確保) 第十七条 (略) 2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ(これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。)のための取組並びに県内外の若者等の県内の中小企業・小規模企業への就職及び定着の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。 3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。 (職場環境の整備) 第十八条 県は、多様な人材が個々の事情に応じた働き方を実現し、その能力を最大限発揮できるよう、中小企業・小規模企業における従業員のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)及び健康づくりに配慮した職場環境の整備を促進するために必要な施策を講ずるものとする。 第十九条 (略) (創業及び第二創業の促進) 第二十条 県は、中小企業・小規模企業の円	を旨としなければならない。 4 (略) (高等教育機関の役割) 第九条 高等教育機関(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。第十七条第一項及び第二十一条第二項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。 (人材の育成及び確保) 第十七条 (略) 2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ(これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。)のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。 3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。 (職場環境の整備) 第十八条 県は、多様な人材が個々の事情に応じた働き方を実現し、その能力を最大限発揮できるよう、中小企業・小規模企業における従業員のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)及び健康づくりに配慮した職場環境の整備を促進するために必要な施策を講ずるものとする。 第十九条 (略) (創業及び第二創業の促進) 第二十条 県は、中小企業・小規模企業の円
--	--

滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この項において同じ。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。	滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この条において同じ。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、中小企業・小規模企業における新たな発想及び技術を活用した新事業の創出を促進するため、創造的な視点を有する人材の育成及び活用並びに革新的な技術の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。	
第二十一条・第二十二条（略） （情報通信技術の活用）	第二十条・第二十一条（略）
第二十三条 県は、中小企業・小規模企業における情報通信技術の活用による生産性の向上を図るため、情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。 （防災・減災対策等への支援）	
第二十四条 県は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下この条において「災害等」という。）が発生した場合においても、中小企業・小規模企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事前計画の策定の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。	
第二十五条～第二十七条（略）	第二十二～第二十四条（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。